

Q2：「学習指導要領」と「人権教育」の関連について教えてほしい。

A：平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、その中で国及び地方公共団体の責務として、人権教育に関する施策の策定、実施の明示や基本計画の策定についても明記されている。これを受け、文部科学省では、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設け、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領を踏まえた指導方法の在り方について〔第一次とりまとめ〕から〔第三次とりまとめ〕〔第三次とりまとめの補足資料〕までを公表している。

今回改訂された「学習指導要領」においては、初めて前文がつけられ、その中で、（前文から抜粋）  
**「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標を目指しつつ、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。」**と示されている。つまり、人権尊重の理念が学習指導要領に明示されているということである。

学習指導要領を踏まえた人権教育の更なる充実に向けて、以下に、「学習指導要領」と「人権教育」の関連について詳しく述べる。

1 人権教育の基本的な捉え方

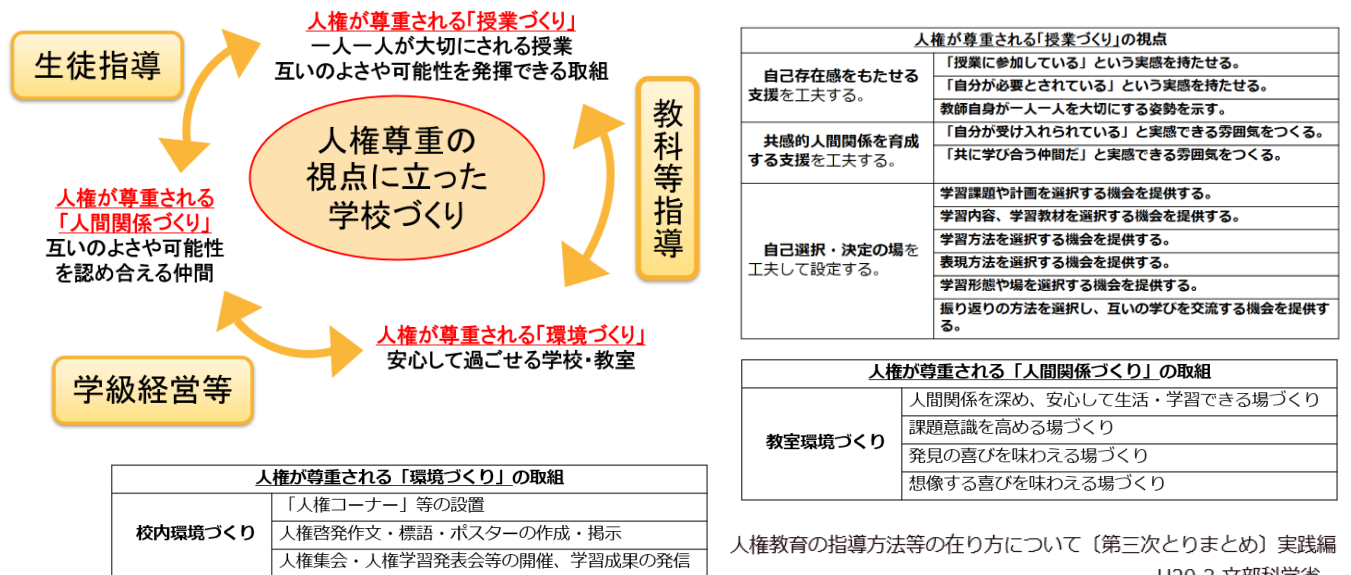
(1) 学校における人権教育

人権教育は、「安全と生存」（日本国憲法前文）と「個人の尊厳」（教育基本法(平成18年法律第120号)前文）を守り、発展させる「人権尊重の精神の涵養」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（第2条））を育む教育である。人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成・発展させることを目指す総合的な教育であり、学校教育には欠かすことのできないものである。

(2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や領域等、教科外活動のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うことになる。学習指導要領では、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう、前文には人権教育とも関係の深い言葉が列記されている。教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普通の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要である。

人権尊重の視点に立った学校づくり



## 2 「学習指導要領」に含まれた新たな要素と第三次とりまとめの関係性について

### (1) 社会に開かれた教育課程の実現

人権教育の実践は、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくとされており、人権教育が社会に対して果たすべき役割は大きい。つまり、人権教育を実践する際には、**社会とのつながりを意識**し、社会に開かれたものとする必要がある。また、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるものである。

### (2) カリキュラム・マネジメントの推進

各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や領域等、教科外活動等それぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなるため、**教科等横断的な視点**は、人権教育においては特に重要である。

また、第三次とりまとめでは、各学校において、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められている。そして、その点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要であるとされている。このように、人権教育においても、カリキュラム・マネジメントの推進が必要とされている。

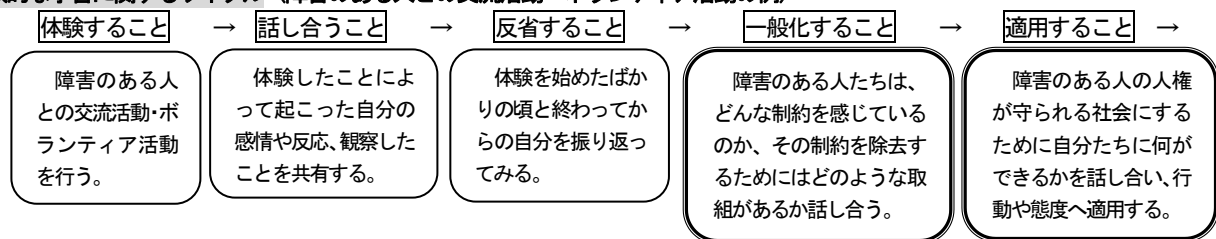
### (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学習指導要領の総則では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められている。

第三次とりまとめでは、人権感覚を育成するには、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くものとされており、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」「参加」「体験」を中核に置き、「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」を行うことも示されている。こうした学習は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものである。

- ・「**体験的な学習**」：具体的な活動や体験（体験には、ロールプレイ等アクティビティも含まれる）を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。自らの心と頭脳と体を働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

#### 体験的な学習に関するサイクル（障害のある人との交流活動・ボランティア活動の例）



現在の学習指導要領で求められていることと、第三次とりまとめで求められている人権教育の実践には、関連性・共通点が多く、これまでの人権教育の取組をより充実させることが大切である。

また、時代の変化とともに**新たな人権課題**（新型コロナウイルス感染症による偏見・差別、ビジネスと人権、子どもの人権（児童虐待防止法の改正）など）が生じていることを踏まえ、教師自身が**人権に関する知識をアップデート**し、時代に即した**指導法を習得**することが求められている。

#### 【参考資料】

- ・「人権教育指導資料 直接的指導の充実をはかるための基底的指導について」 R05.3 県教委
- ・「令和4年度 新任人権教育研修会」資料 R04.7 学習院大学 梅野 正信
- ・「令和4年度 人権教育推進の手引」 R04.4 県教委
- ・「人権教育を取り巻く諸情勢について  
～人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ策定以降の補足資料～」 R04.3 学校教育における人権教育調査研究協力者会議
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」 H20.3 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
- ・別冊「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」実践編 H20.3 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議